

Question (燃費の表示方法と留意点)

- ◆ 燃費を表示する際のルールについて教えてください。

Answer 規約では、燃費を表示する際に使用できるデータ(数値)は、公式テスト値(10・15モード燃費やJC08モード燃費)又は公的第三者によるテスト値に限るものとし、併せて、その数値は一定の試験条件の下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨を明瞭に表示することが定められています。

燃費を表示する際は、以下のような点に注意して下さい。

<燃費を表示する際の留意点>

- ◆ 燃費を表示する場合は、公式テスト値(10・15モード燃費、JC08モード燃費)又は公的第三者によるテスト値を表示し、かつ、「同テスト値である旨」をその数値の直近に、かつ、明瞭に表示すること
- ◆ 表示した燃費(公式テスト値又は公的第三者によるテスト値)は、「一定の試験条件の下での数値であり、走行条件等により異なる旨」の付記説明を、燃費表示との関連が明確になるよう、直近、かつ、明瞭に表示すること
- ◆ 広告スペース等の関係で、止むを得ず、付記説明を燃費の表示と離れた場所に表示する場合は、燃費に関する付記説明であることが明確に分かるよう表示すること
- ◆ 公式テスト値を基に、「〇〇km走れる！」など、誰でもその表示した燃費どおりに一般的に走ることができるかのように誤認されるおそれのある表示は行わないこと(詳細については[こちら](#))
- ◆ 特定の車両の燃費を用いて算出した「走行可能距離」、「ガソリン代・ガソリン消費量」などの表示は、計算値どおりになるかのように誤認されるおそれが強いいため、行わないこと(詳細については[こちら](#))

<燃費の表示例①> 付記説明を燃費の直近に明瞭に表示しているケース

スカーレット 1.8X
<CVT・2WD>

JC08モード 21.6 km/ℓ [※](国土交通省審査値)

10・15モード 24.0 km/ℓ [※](国土交通省審査値)

※燃料消費率は定められた試験条件の下での値です。お客様の使用環境(気象、渋滞等)や運転方法(急発進、エアコン使用等)に応じて燃料消費率は異なります。なお、JC08モード走行は10・15モード走行に比べ、より実際の走行に近くなるよう新たに設けられた試験方法で、一般的に燃料消費率はやや低い値になります。

＜燃費の表示例②＞ 止むを得ず、付記説明を燃費と離れた場所に表示しているケース

スカーレット 1.8X<CVT・2WD>

JC08モード 21.6 km/ℓ[※]
(国土交通省審査値)

広告の上下のように位置が離れている(ただし、同一のページでなければなりません)




Photo : 1.8X

※燃料消費率は定められた試験条件の下での値です。お客様の使用環境(気象、渋滞等)や運転方法(急発進、エアコン使用等)に応じて燃料消費率は異なります。

＜燃費の表示例③＞ 第三者機関(国土交通省の定める計測方法に基づく測定を認められた機関(UTAC))による計測値を表示しているケース(公式テスト値のない輸入車の場合)

ジャイアント<1,800 cc・5AT>

燃料消費率 18.6 km/ℓ[※] (10・15モードによる計測値)^{*1}

※燃料消費率は、国土交通省が定める10・15モードの方法により計測した値です。お客様の使用環境(気象、渋滞等)や運転方法(急発進、エアコン使用等)に応じて燃料消費率は異なります。

*1 UTAC (Union Technique de l'Automobile, du Motorcycle et du Cycle:在フランス国)による計測値

Hint!

「明瞭に表示する方法」については、[広告宣伝に関するFAQ「燃費の付記説明を『明瞭に表示する』とは？」](#)をご参照下さい。

(特定事項の表示基準) 規約第5条第4号

(4) 燃料消費率

燃費の表示に使用できるデータは、公式テスト値又は公的第三者によるテスト値に限るものとし、必ずその旨を付記するものとする。併せて、当該値は、一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨を明瞭に表示すること。

施行規則 第18条

規約第5条第4号の「公式テスト値」とは、道路運送車両法第75条の規定に基づき国土交通大臣の指定を受けた数値をいう。

- 2 規約第5条第4号の「公的第三者によるテスト値」とは米国環境保護局(EPA)等のテスト結果の基づく数値をいう。ただし、国内市販車の使用と異なるものを使用したテスト結果である場合にはその旨を付記するものとし、この場合にはアイキャッチャー又はメインのキャッチフレーズとして用いてはならないものとする。